大津市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会　　議事録

1　会議の名称　　令和８年度　第３回大津市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会

2　開催日時　　令和８年１０月２７日（火）　１４時００分から１５時３０分

3　場　　所　　大津市役所　本館４階　第３委員会室

4　出 席 者　　８名

南　多恵子　（学校法人玉手山学園関西福祉科学大学）
尾崎　史　　（NPO 法人 あさがお）
佐竹　扶佐　（大津市民生委員児童委員協議会連合会）
田中　勉　　（社会福祉法人大津市社会福祉協議会）
恒松　睦美　（NPO 法人 あめんど）
日比　晴久　（大津市社会福祉協議会施設連絡会）
細見　美津子（大津市介護支援専門員協会）
松岡　啓太　（大津市障害者自立支援協議会）

5　欠 席 者　　２名

6　傍 聴 者　　０名

7　事 務 局

大 津 市　　５名

大津市社会福祉協議会　２名

8　議　　題

（１）第５次大津市地域福祉計画・第７次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の計画案について

9　議事の概要（要旨）

（1）第５次大津市地域福祉計画・第７次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の計画案について

（委員）　今回の計画の目玉は何になるのか。今までと変わった点や新しく取り組もうとしていることについて教えてほしい。

（事務局）　重層的支援体制整備事業実施計画の包含に加え、孤独・孤立対策に関する各分野の取組の吸い上げ・掲載を行っている。また本市独自として、現在市議会において「大津市ケアラー支援条例」の制定に向けた審議が進められていることから、各分野の介護者・ケアラー支援（ヤングケアラー含む）を計画上で見える化して掲載したのが大きな変更点である。加えて、社会福祉法改正に伴い義務付けられた「防災」および「消費者保護」の視点を取り入れ、消費生活センター等の事業も新たに掲載している。

（事務局）　市社協としても、社会福祉法や民法の改正を見据え、身寄りのない方への支援などを意識しながら進めたい。孤独・孤立対策、重層、ケアラー支援など市社協として取り組んできた事業を改めて丁寧に位置付けて進めていく。

（委員）　ヤングケアラー支援について、実態把握は件数把握だけで終わるのか、どのような具体支援を考えているのか。また虐待の早期発見についても具体策があれば教えてほしい。

（事務局）　ヤングケアラー支援の詳細については、こども・若者支援計画で推進されると理解していただきたい。地域福祉計画では個別の分野から吸い上げて横ぐしを刺す位置づけとなる。

（事務局）　「新規掲載」となっているのは、これまでも取組はしていたが、今まで掲載していなかったためである。

（委員）　不登校支援、ヤングケアラー支援については、中学生までで途切れてしまうのか。高校生やそれ以降の若者はどう扱われるのか。過去に居場所について、中学生はいいが、高校生の話になったら切られたことがあり、それはおかしいと思った。この計画を見て「高校生は？」と感じるのではないかと思う。

（事務局）　小中学校（15 歳）や児童福祉対象（18 歳未満）で一旦制度上の区分はあるが、そこを超えた場合は「子ども若者政策課」やサポステ（39 歳まで）の支援につなぎ、連続性を保っている。また、重層的支援体制整備事業においては年齢・属性の制限がないため、切れ目なく支援する仕組みをとっている。

（事務局）　教育委員会の管轄は市教委が小中学校、県教委が高校と分かれている事情はあるが、市の

行政施策としては「子ども若者政策課」や福祉部局が連携し、39 歳までの引きこもり等を含む若者支援として継続的に取り組むスタンスである。また、策定中の「ケアラー支援条例」もヤングケアラーに限定せず、ヤングケアラー、若年ケアラー、ビジネスケアラー等、すべてのケアラーを対象とした条例となる見通しである。

（委員）　不登校支援について、P48 の「教育支援ルーム通級児童・生徒における不登校状況の改善率」が教育支援センターの目標となっているが、ここに通えない子どもたちの方が課題と考えられるがどうか。

（事務局）　主な取組や達成目標は具体的な取組の例示としてあげており、大事なのは上の文章になるため、「権利侵害・虐待の防止と対応の充実」という大きな目標が全体像である。私立校や通えていない子どもを除外するわけではなく、大きな方向性の中で包括的にカバーしていく。

（事務局）　教育支援ルームの目標については、ウイングに通えている子どもたちの数値になるため、そこに通えていない子どもたちへの支援も重要になる。現状では目標値としてあげるときに、あげられる数値を掲載している状況である。

（事務局）　教育支援センターでも不登校児童の自宅へのアウトリーチ（家庭訪問）を実施しており、福祉の会議等でもケース共有を行っている。記載の数値はこのアウトリーチ訪問件数も含まれている。

（委員）　市民が見た際、「包括的に書かれていないのではないか」と受け取られないよう、福祉計画としての表現上のフォローや補足の工夫を検討してほしい。

（委員）　福祉学習について、学校現場で支援級の先生がどのくらい理解されているのかによって、今後の子どもの進路にも影響してくるため、教員自身が福祉の理解を深めるための取組を何とか進めてほしい。

（事務局）　今回、教員自身の福祉教育・理解促進を踏み込む記述まで至らなかった。再度担当課と協議し、コラム等も含め文章を盛り込めないか検討する。

（委員）　P74 の達成目標「個別避難計画の作成」について、目標が「継続」となっているが数値で設定したほうが良いのではないか。

（事務局）　推測だが、5 年後の制度変更や対象拡大の見通しが立ちにくいためこの数値にしたのではないかと思われる。

（委員）　「継続」ではなく「増加」などの表現にした方が良いのではないか。

（委員）　P64 の「障害のある人のスポーツ・文化芸術活動への支援」について、スポーツ協会のことだけになっているが、演劇や芸術活動に関する取組も広がっているため、他の取組についても記載してほしい。

（事務局）　障害者の文化活動補助金も実施しているため、スポーツだけでなく文化系についても併記できるよう、障害福祉担当と協議し検討する。

（委員）　P83 の重層に関する相談件数の目標値で、高齢分野は右肩上がりの設定になっているが、児童や生活困窮の数値は現状より減少している。人口動態による予測か。現場の実感としては生活困窮やヤングケアラー等の課題は多岐にわたり増えている感覚がある。

（事務局）　相談件数はその窓口での件数である。高齢者については人口増加に伴い右肩上がりの目標設定としている。生活困窮や児童等の窓口相談件数は必ずしも「増えれば良い」という性質のものではないため、実績ベースで設定している。適切に捕捉・支援できる体制を重視している。

（事務局）　生活困窮者自立支援の数値が若干減っている背景として、コロナ特例貸付の手続きが順次完了していく影響がある。免除完了後も困窮状態にある方の相談支援は継続するため、実質的な相談・支援の規模は現在の状況が維持される見込みである。

（委員）　P83 の「第 4 章再掲」と書いてあるが、何かわかりづらかったため、ページ数だと分かるようにしてほしい。計画書を見る側の立場になって記載方法を検討してほしい。

（事務局）　ページ数だと分かるように記載を変更する。

（委員）　「買い物支援・移動販売」について、高齢者の交通手段や買い物支援は今後さらに大きな課題となる。計画における位置付けや今後の支援方針について教えてほしい。

（事務局）　長寿福祉課の委託事業として市社協が実施する「生活支援体制整備事業」の中で、平和堂等とタイアップした移動販売やお買い物マップの作成等に取り組んでいる。計画内での買い物支援の具体的な表記について、生活支援体制整備事業の詳細を含めて確認・整理する。

（事務局）　生活支援体制整備事業において、平和堂の移動販売に加え、最近ではイオンの移動販売の導入調整や地域での広がりを進めている。市社協の単年度計画には詳しく書き込み、地域での支援を広げていく。

（委員）　P51、子育て支援アプリについて、ファミサポ等の情報は共有されているのか。また、「傾聴型生成 AI」についてはどのようなイメージなのか。

（事務局）　傾聴型生成 AI については、市役所が開いていない夜間・休日等の相談や、電話・メールでは相談しにくい層の拾い上げとして、他自治体の先行実証事例を調査・検討している段階である。また、子育てアプリとファミサポの直接的なシステム連携は現状行っておらず、アプリは市からの子育て情報発信が中心である。

（委員）　P71、達成目標に「自治会加入率」があるが、前回計画では令和 8 年度 60%目標だったが、現実には 5 割を切り懸念される状況である。合同会議では「目標を削除すべき」との意見もあったが、どのように進めていくのか。

（事務局）　前回も意見を受けて、自治協働課と市民活動推進支援室と協議したところ、現状を受け止めつつ、地縁組織である自治会の加入率低下に歯止めをかけたいという思いから、自治会加入促進事業等を継続し、少しでも下落を抑えるための目標値を掲げている。一方で、自治会だけに頼るのではなく、まちづくり協議会への設立・運営支援や、NPO、企業、大学等の多様な主体による見守り・支え合いネットワークの構築を並行して進めている。自治会を諦めるのではなく、地域の顔が見える関係性を守るためのツールとして自治会機能を維持・支援していく方針である。

（委員）　自治会加入者を残していくのであれば、コミュニティに参加している人にも入ってもらうのが良いのではないか。

（委員）　まち協は半分の学区である 18 学区で設立されている。学区によって自治会とまちづくり協議会との関係や活動状況に大きな差がある。行政としてどのような体系・指導力で統率していくのかを明確にしてほしい。

（事務局）　この話は議会等でも課題としてあげられており、地域住民や地縁団体との丁寧な対話を重ね、地域の多様な担い手を巻き込みながら安心安全な地域づくりを進めていきたい。

（委員）　P92、「地域活動支援センター機能強化事業」の担当課について、障害福祉課ではなく福祉政策課で間違いないか。また、P88～89、「参加支援事業」の達成目標で「就労訓練協力事業者数 2 社」「参加支援目標 2 人」とあるが、事業内容と目標数値の考え方について教えてほしい。

（事務局）　担当課は「福祉政策課」で誤りない。参加支援の目標数値（2 人等）については、アウトリーチから関係を作り、就労訓練等の次のステップへ踏み出すまでに時間を要する対象者の実態を踏まえた目標設定となっている。

（委員）　P70、達成目標の「民生委員児童委員の訪問活動」の目標が 196 件となっているが、実際の現場感覚としては多すぎると思う。

（事務局）　各学区社協からの報告数を現在の委員数で除した数値である。包括支援センター（あんしん長寿相談所）の 15 圏域整備等により、専門機関へ直接相談するケースが増えたことで個別の訪問件数は減少傾向にある。

（委員）　「訪問活動」というのが気になる。研修に行ったりもしているため、活動件数という形で掲載してもらえる方がよいのではないか。

（事務局）　数値については確認する。

（委員）　全体を通して、担い手育成が大切だと思っている。人材のスキルを上げるための取組があれば教えてほしい。なければ今後意識していくことが必要ではないか。

（事務局）　専門職研修に加え、大津市では 2 年前から「福祉職採用」を開始した。従来は数年での異動により福祉行政の知見が途切れがちであったが、福祉職として採用し健康福祉部局等で長く経験を積ませる体制を目指しており、組織的な専門性の担保を図っていきたい。

（委員）　P114、用語解説の「委託相談支援事業」の説明について、「計画相談支援事業所」の説明になってしまっているため修正が必要である。

（事務局）　正しい解説に修正する。

（委員）　P 66、「居場所」のコラムについて、「安心・安全」「何もしなくてもいい居場所」といった言葉やニュアンスを追加していただけると、利用者がより安心できる内容になる。

（事務局）　コラムの表現の工夫を検討する。

（委員）　P55、障害者虐待に関しては 24 時間 365 日対応となっているのに対し、高齢者虐待については、24 時間対応はないのか。

（事務局）　高齢者虐待についても、閉庁時は市のコールセンター等から担当課の当番職員の携帯等へ連絡が入り、24 時間対応できる体制をとっている。

（委員）　P93、連携による推進主体に「大学」が入っているが大丈夫か。前回は龍谷大学との繋がりがあったと思うが、現在も連携体制はあるのか。

（事務局）　現行計画を踏襲した記載であり、学生ボランティアや地域連携の視点を含めている。

（委員）　他の大学も市社協の取組に入っているため、全く繋がりがないというわけではない。

（事務局）　本日いただいたご意見および誤字脱字・表現の精査を行い、12 月 25 日からのパブリックコメントに向け準備を進める。次回専門分科会は 2 月中旬頃を予定している。

以上